

コンベンション・ダンスプログラム作成についてのガイドライン

- 1 コンベンションのダンスプログラムは主管団体が作成し、技術委員会が承認する。
- 2 コンベンションダンスプログラムの内容は「日本SD協会プログラムポリシー」及び「SDプログラム運用指針」、「RDプログラム運用指針」に準拠していなければならない。
- 3 コンベンションプログラムは参加したダンサーが大いに楽しめる内容でなくてはならない。
出演者を選定する際はそのことを十分に考慮して、適材を適所に配することとする。
- 4 コンベンションプログラムはSD/RDの普及発展に尽力した指導者に対し敬意を持って処遇する側面を持つ。
- 5 コンベンションのダンスプログラムへの出演資格は、原則として、主管団体が定めた期限内に申込みをした普通会員で「コーラー・キュアーDATABASE」に登録され、「全日本SDコンベンション出演者選定基準」での資格点を有する者に与えられる。
- 6 コンベンションのダンスプログラムへの出演回数等は別に定める「全日本SDコンベンション出演者選定基準」により、主管団体が選定し、技術委員会が承認する。
- 7 コンベンションのダンスプログラムはSDとRDで構成されるが、必要に応じてカントリーダンスやコントラダンスを組み入れることができる。
- 8 SDプログラムではBP、MS、PL、AD、C1及びコミュニティーダンスプログラムが実施できる。
- 9 コンベンション参加者が一同に会する“合同プログラム”を原則として1日1回以上実施する。
- 10 MSプログラムは全日程実施されなければならない。
- 11 RDプログラムにおいては、ワークショップやショーケースを実施することができる。
- 12 主管団体は技術委員会の承認を得て、独自に企画する特別プログラムを作成することができる。
- 13 「全日本SDコンベンション出演者選定基準」は下記の要領で運用する。
 - ①各統括支部は支部長を含む3名以上で構成される評点委員会を設け、主管団体からの依頼を受けて、統括支部管内の出演申込者の評点を実施する。
 - ②主管団体は、総合点により評点対象者を4階層程度に層別し、それを出演回数や出演時間帯を決定するための判断基準として活用する。
 - ③主管団体は評点結果をどのようにプログラムに反映させたかを技術委員会に報告し、承認を得る。
 - ④アドバンスやチャレンジ等指導できるコーラーが限定されるプログラムについては、主管団体の判断により、出演回数のカウントの仕方を変更することができる。
(例：チャレンジプログラムは1チップ0.5回とカウントする)
 - ⑤1Tipに複数のコーラーが出演するプログラムについては、主管団体の判断により、出演回数のカウントの仕方を変更することができる。
 - ⑥指導者としての資質を計る目安として、S協ライセンスと(公社)日本FD連盟公認指導者資格を資格点として適用する。
 - ⑦評点委員会は「コーラー・キュアーDATABASE」を照会して出演希望者の資格や貢献度、技量を確認し相応の評点を与える。
 - ⑧評点委員会は、技量と人格が優れ今後の活躍と組織への貢献が期待されるコーラー及びキュアー、インストラクター等に対し、所定の範囲内で統括支部推薦点を与えることができる。
 - ⑨一定の技量を備えながら、海外赴任中のため国内での活動実績が乏しいコーラー及びキュアー、インストラクターについては、統括支部推薦点を与えることができる。
 - ⑩統括支部推薦点を加えた総合点は13点以内とする。
 - ⑪統括支部推薦点を与えられる者の数は統括支部内エントリー者総数の3割を超えてはならない。
但し、エントリー者総数が3名以下の場合でも該当者がいるときは1名に与えることができる。
 - ⑫主管団体による“特別プログラム”への出演者については本基準の対象外とすることができる。
 - ⑬外国人のコーラー、キュアー、RDインストラクター、カントリーダンスインストラクターは本基準の対象外とし、その出演回数や出演プログラムについては、CALLERLABやROUNDALAB等の関係組織への加入状況などにより力量を推定し、主管団体が決定する。
 - ⑭評点結果について本人から問い合わせがあった場合、主管団体は本人に限り評点を開示することができる。